

職員の意識改革及び情報管理の在り方について

公共工事発注に係る情報管理について・・・・・・・・・・ P 1 ~ P 5

談合情報の処理について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6 ~ P 1 4

職員の法令遵守及び職業倫理等について・・・・・・・・ P 1 5 ~ P 2 1

職員の意識改革に関する研修について・・・・・・・・ P 2 2 ~ P 2 4

公共工事発注に係る情報管理について

1 本県の状況

「工事等の契約事務に係る秘密文書取扱要領」により秘密文書を指定し、管理の方法について定めている。

2 他県の状況等

(出典：公共調達における入札談合防止のための取組等の実態に関する調査報告書(公正取引委員会 H17.10.14))

(1) 他県等の状況

入札に係る秘密情報の管理規定等については、都道府県・政令指定都市の約2割で策定

(2) 他の地方公共団体における策定例

「入札・契約事務における談合等不正行為防止の観点からの留意事項」を策定し、業者、市民、当該職務に直接関係のない職員等から下記事項等の問い合わせを受けた場合の注意点や発注にあたっての注意点をまとめている。

ア 発注見通しの公表

イ 施行伺

ウ 募集公告の作成

エ 簡易公募型指名競争入札参加申込書の受付・確認等

オ 一般競争入札参加申請書の確認等

カ 入札参加資格確認資料、指名業者選定資料、選考書等の作成

キ 通常型指名競争入札、見積り合わせの業者選定

ク 指名通知、見積り依頼通知

ケ 入札執行

コ 低入札価格調査

(3) 調査結果を踏まえた公正取引委員会の考え方

入札談合を防止するためには、入札を巡る秘密情報について適切な管理が必要なのはいうまでもなく、マニュアル化を図る等、組織としての対応が強く望まれる。

3 課題の整理

情報管理の徹底を図るためには、どのような仕組みが必要か。

工事等の契約事務に係る秘密文書取扱要領

昭和52年 4月11日付52監第201号
最終改正 平成15年 8月12日付15土第1319号
土木部長より各グループ参事・各出先機関
の長あて

(総則)

第1 工事または製造の請負契約（工事または製造に付帯して行われる調査、測量及び設計の委託契約を含む。（以下「工事等の契約」という）に係る秘密文書の取り扱いについては、福島県文書等管理規則（平成12年福島県規則第160号）に定めのあるもののほか、この要領による。

(秘密文書の指定)

第2 工事等の契約に係る事務について、秘密扱いする事項及び文書（以下「秘密文書」という。）を次のとおり指定する。

秘密扱いする事項	秘密扱いする文書
1 設計金額及びその積算内訳	実施設計書（図面を除く。）起工伺及び工事台帳
2 契約締結前の予定価格	予定価格調書及び最低制限価格計算書（以下「予定価格調書等」という。）
3 工事請負業者指名の内申及び決定の内容	工事等請負業者指名内申書（同控を含む。以下「指名内申」という。）及び同決定通知書（以下「指名決定書」という。）
4 設計単価及び歩掛り	福島県建築・設備設計監理業務委託基準、建設副産物処理料（以下「設計単価等」という。）

(秘密文書の管理)

第3 秘密文書は、次により取り扱わなければならない。

1 共通事項

- (1) 秘密文書は、机上その他の場所に放置してはならない。
- (2) 秘密文書は、退庁時には、必ずロッカー、戸棚等に格納しなければならない。
- (3) 秘密文書を郵送する場合は、必ず相手機関の長あてとし、親展及び書留扱いしなければならない。

- (4) 秘密文書を庁外に持ち出す場合には、カバー、カバン等を利用するなど、その内容が外部から見えないように措置しなければならない。
- (5) 秘密文書のコピー（一部分のコピーを含む。）を作成する場合は、所属長の許可を得なければならない。

2 実施設計書及び起工伺

- (1) 実施設計書の作成部数は、必要最少限にとどめるものとする。
- (2) 実施設計書及び起工伺を、決裁又は合議のため回議するときは、必ずこれをカバーで被覆しなければならない。

3 予定価格調書

- (1) 本庁機関における予定価格の決定は、予定価格調書等により事業主務グループ参事が発議し、当該主務グループ参事が自ら（止むを得ない場合にあっては、当該主務グループ参事が指定する職員が）持ち回って決裁を受けるものとする。この場合において、当該グループ参事は、予定価格が決定したときは、直ちに、当該予定価格調書を密封し、これに、決定権者の封印を得るものとする。
- (2) 公所長又は、准公所長は予定価格を決定したときは、直ちに、当該予定価格調書等を密封し、これを封印しなければならない。
- (3) 各機関相互間における予定価格調書等の授受は、郵送による場合を除くほか、予定価格調書授受簿（様式1）により明らかにしておかなければならない。
- (4) 予定価格調書等は、所属長が、吏員のうちから指定した職員に保管させるものとし、この場合において、当該職員は、必ず施錠できる金庫等に、これを保管しなければならない。
- (5) 予定価格調書等は、最初の入札（随意契約における見積書の提出を含む。以下同じ。）の開札が行われるまでは、開封することができない。
- (6) 予定価格調書等は、契約の相手方の決定後は、契約関係書類（支出負担行為調書、契約書及び同附属書類等をいう。）に一括して編綴するものとする。この場合において、予定価格調書等は、無表示の封書に入れて編綴するものとする。
- (7) 「建設工事に係る予定価格の事前公表に関する取扱要領」等、予定価格調書の取扱いについて別途定めがある場合はそれに従うものとする。
- (8) 最低制限価格計算書にあっては、設計金額の積算内訳の一部内容を含むため、契約締結後にあっても、取扱いには十分注意すること。

4 指名内申書及び指名決定書

- (1) 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和44年4月1日付44財第37号、総務部長通知。以下「指名要綱」という。）第8条第2項の規定による決裁は、総務予算グループ参事自ら（止むを得ない場合にあっては、総務予算グループ参事が指定する職員が）持ち回って決裁を受けるものとする。
- (2) 指名内申書及び指名決定書は、入札執行後は、会計年度ごとに一括して編綴し

保管するものとする。

- (3) 前記3の(1)の後段及び同じく(2)から(4)までは、工事等請負業者の指名決定及び指名決定書を授受し、又は保管する場合について準用する。

5 設計単価等

- (1) 技術管理グループ参事は、設計単価等を作成したときは、これに一連番号を付し、所属長を経由して業務担当に配付するものとする。この場合において、当該所属長は、設計単価等の受領書を技術管理グループ参事に提出するものとする。
- (2) 所属長は、設計単価等の効力が無くなったときは、所属の職員から、これを回収して、廃棄し、又は技術管理グループ参事に返還しなければならない。
- (3) 技術管理グループ参事は、土木部長が必要と認める場合にあっては、設計単価等を、土木部以外の部局に配付することができる。
- (4) 技術管理グループ参事は、知事が必要と認める場合にあっては、設計単価等を、県が設立した公社等又は市町村（以下「公社等」という。）に交付することができる。
- (5) 前記5の(1)の後段及び(2)は、設計単価等を、土木部以外の部局に配付し、又は公社等に交付する場合に準用する。

（その他）

- 第4 秘密文書以外の文書にあっても、公表を目的としたもの以外のものについては、その取り扱いに慎重を期さなければならない。

公共工事発注に係る情報管理状況について

作業区分	主たる事務事業	事務事業の流れ		情報管理の状況
		出先機関	県庁関係グループ	
設計図書作成まで	1. 整備の必要性の検討	計画内容等の検討(担当G)	主務グループ	<p>【実施設計図書が作成されるまで】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各建設事務所等の事業を担当する工事グループで工事計画に関する資料等についてはファイル保管する。 実施設計の元となる、各種調査等に係る設計図書は建設事務所等の入札契約事務を担当する総務グループで保管する。 予算要望に係る資料作成は、各工事グループで作成するとともにファイル保管する。 工事箇所の決定は、建設事務所等からの要望に基づき県庁主務グループにおいて(案)を作成し、部内調整のうえ国への要望を行い年度予算が確定したら、主管グループを経由して公所へ通知する。関係書類は主務・主管グループで保管する。 予算配分の通知を受け、工事グループ担当者は予算に応じた実施設計書を作成する。 <p>設計図書については秘密文書とし、カバーで被覆して決裁回覧を行い、決裁後は総務グループで保管する。</p> <p>担当者 → キャップ → 課長 → 事業部長 → 総務次長 → 所長</p> <p>予定価格の作成は契約権者自らがを行い、作成後は設計書とともに総務グループが入札執行まで保管する。</p> <p>県庁決裁に係る工事については、実施設計書を主務グループに送付し、主務グループの起案で決裁回覧を行い、決裁後は公所総務グループへ予定価格とともに返還し総務グループが入札執行まで保管する。</p>
	2. 現地調査	地元への説明		
	3. 測量、設計	測量、設計等の発注		
	4. 予算要望	資料等の作成	主務グループ	
	5. 予算箇所付け(予算配分)	担当Gへ配布		
	6. 積算(実施設計)	実施設計(担当者) (直管・技セへの委託)		
	7. 設計図書の作成	実施設計の起工(担当者)	主務グループ <small>・設計額3億円以上は主務G起工</small>	
	8. 予定価格の作成	予定価格作成(公所長) 実施設計書の受理	予定価格作成(部長・知事) <small>5億円以上 知事 3～5億円 部長</small>	
入札参加者の決定まで	1. 指名業者(案)の作成	各工事課長が(案)を作成		<ul style="list-style-type: none"> 担当工事課長が入札参加業者の(案)を作成し、指名委員会に諮る。 指名業者については、秘密文書として取り扱う。 指名委員会における審議は紙資料で審議し、審議資料は回収し処分する。審議結果は総務課長が保管し、事業執行管理システム(電算)へ入力決定し、入札参加業者へ通知する。 <p>県庁への内申フロー</p> <p>公所指名委員会 → 総務課長 → 主務グループ → 主管グループ → 建設行政グループ(指名委員会)</p> <p>条件付き一般競争入札参加者についても、指名競争と同様、秘密文書として取り扱う。</p> <p>また、条件付き一般競争入札における入札参加資格要件の設定についても、参加業者への公平性の観点から公告までの取り扱いには十分注意している。</p> <p>公告内容の協議フロー</p> <p>公所 ↔ 主務G ↔ 主管G → 建設行政G</p>
	2. 公所指名委員会等	指名委員会等で審議・決定	設計額1億円以上は県庁へ内申	
	3. 本庁案件に係る指名内申		主管Gを経由し建設行政Gへ	
	4. 土木部特例指名委員会等		指名委員会等で審議・決定 (1億円以上～2億円未満)	
	5. 本庁指名委員会等		指名委員会等で審議・決定 (2億円以上～)	
	6. 内申業者の決定通知		主管Gを経由し主務G・公所	
	7. 公所長	指名決定業者通知の受理		
	8. 参加業者への通知	入札参加業者への通知		
	9. 入札の執行	入札の実施		

談合情報の処理について

1 本県の状況

(1) 談合情報の対応方法

県発注工事等（設計、測量等の委託を含む）の入札について談合情報があった場合は、「福島県談合情報処理要領」（H13.11.1 施行）により対応している。

談合に関する情報があった場合、対応の判断基準に従い調査するか否かを決定する。調査に値する情報の場合は、入札参加全業者に対する個別の事情聴取を実施し、談合の確認ができない場合、誓約書を取って入札を執行するが、その際にも見積内訳書を提示させ、その内容を確認して、不正が無かったかどうかをチェックすることとしている。談合の事実が確認された場合は、確認された時点で入札を中止することとなる。

なお、調査の有無、談合の事実の有無に係わらず公正取引委員会へ情報提供している。

(2) 過去の談合情報

年 度		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8
件数	土木部	0	2 (2)	3 (3)	0	2 (2)	1
	他 部	1 (1)	6 (4)	3 (2)	1	2 (1)	0
	計	1 (1)	8 (6)	6 (5)	1	4 (3)	1

（ ）の数値は、内数で情報通りの業者が落札した件数

県警本部（交通信号機改良工事）において、事情聴取後、疑念を払拭できないとの理由（工事名、工事番号、指名業者、落札予定業者、入札予定金額の情報提供された）から入札中止を決定し、指名業者をすべて入れ替え入札を行った。

上記入札中止とした事例 1 件を除き、事情聴取等の結果、談合の信憑性ありと判断できるケースではなかったことから、入札を実施した。

2 根拠法令等（抜粋）

(1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(H12.11.27 公布)

（公正取引委員会への通知）

第 10 条 各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。

<参考 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律>

第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第8条 事業者団体は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

(2) 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(H13.3.9 閣議決定)

(談合情報等への適切な対応に関すること)

公正取引委員会への通知義務の適切な実施のために、談合情報を得た場合等の違反行為があると疑うに足りる事実があるときの取扱いについてあらかじめ要領を策定し、職員に周知徹底するとともに、これを公表するものとする。要領においては、談合情報を得た場合等の前記違反行為があると疑うに足りる事実があるときにおける内部での連絡・報告手順、公正取引委員会への通知の手順並びに通知の事実及びその内容の開示のあり方、事実関係が確認された場合の入札手続の取扱い(談合情報対応マニュアル)等について定めるものとする。

3 他県の状況(平成18年5月他県実施の談合対応調査結果 11県未回答)

(1) 他県の入札中止の状況(過去3年間)

A県.....26件、B県.....17件、C県.....10件

18県.....0件、4県.....1件、5県.....2件(2件以下の県の割合75%)

(2) 要領の改正点(過去3年間)

- ・事務手続きの改正(電子入札の対応、手順の改正など).....8県
- ・判断基準の改正(入札取り止め、入札無効の判断基準の設定など).....7県
- ・県警本部への談合情報の提供.....4県
- ・委託業務などの対象拡大.....3県
- ・見積内訳書提出の設定.....3県
- ・その他(談合情報として扱う範囲の拡大、合議委員会の新設など).....6県

(3) 各県の特徴的な取組(ホームページで確認できるもの)

ア 岐阜県

- ・入札制度運営調査委員会(第三者機関)が調査の必要性を検討する。
- ・事情聴取、工事費内訳書の点検などは県(工事担当部局)が行うが、入札結果が情報どおりである場合には、事情聴取結果や工事費内訳書点検結果を入札制度運営調査委員会に報告し、談合の事実の有無及び今後の対応を審議する。
- ・談合の事実が確認できない場合でも、入札制度運営調査委員会の審議結果によっては契約を取り止める場合がある。

イ 宮城県

- ・対応の審議は、公正入札調査委員会（職員のみで構成）で検討する。
- ・予定価格が5億円を超え、必要と認められたものを、公共工事入札・契約適正化委員会（第三者機関）に諮問する。事情聴取は公正入札調査委員会が行うが、必要に応じて公共工事入札・契約適正化委員会も調査を実施できる。審議結果は知事に答申し、県はその答申を尊重する。
- ・談合情報が寄せられなくとも工事費内訳書などで疑義がある場合には、自発的に事情聴取を行う。

ウ 佐賀県（平成18年7月12日に談合情報対応マニュアルを改正）

- ・測量、設計、調査等の委託業務も対象としている。
- ・公正入札調査委員会（職員で構成）で調査の必要性を審議し、事情聴取後の対応について審議する。
- ・談合の事実は確認できなかったが極めて疑わしい場合には、警察に通報し、談合の事実が確認できた場合には、警察に告発する。
- ・入札を延期、取りやめ又は無効とした場合には、記者発表を行う。
- ・事情聴取等により談合の事実は確認できなかったが、次のいずれかに該当する極めて疑わしい談合情報については、再入札を行う。

落札予定者が一致し、情報の落札予定金額と入札に係る落札金額が一致

落札予定者が一致し、情報の落札予定金額と入札に係る落札金額の差が予定価格の $\pm 0.5\%$ 以内の場合

落札予定者とすべての入札参加者が一致の場合（すべての入札参加者が、過去の指名実績等により類推できる場合を除く。）

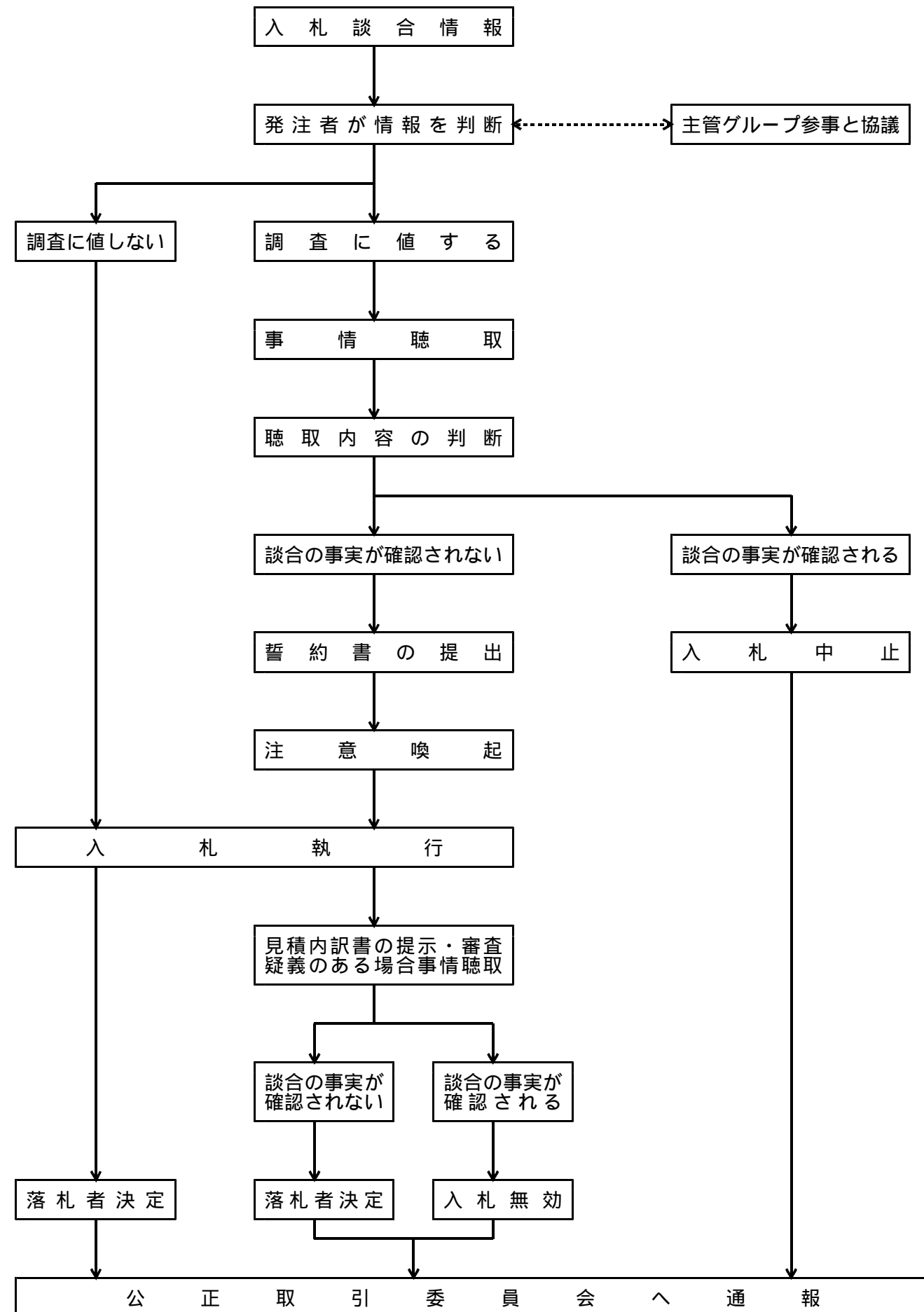
- ・再入札する場合には、設計金額及び入札方法を変更する場合を除き、原則として入札参加者をすべて入れ替え、再入札の方法は、公正入札調査委員会において審議する。

4 課題の整理

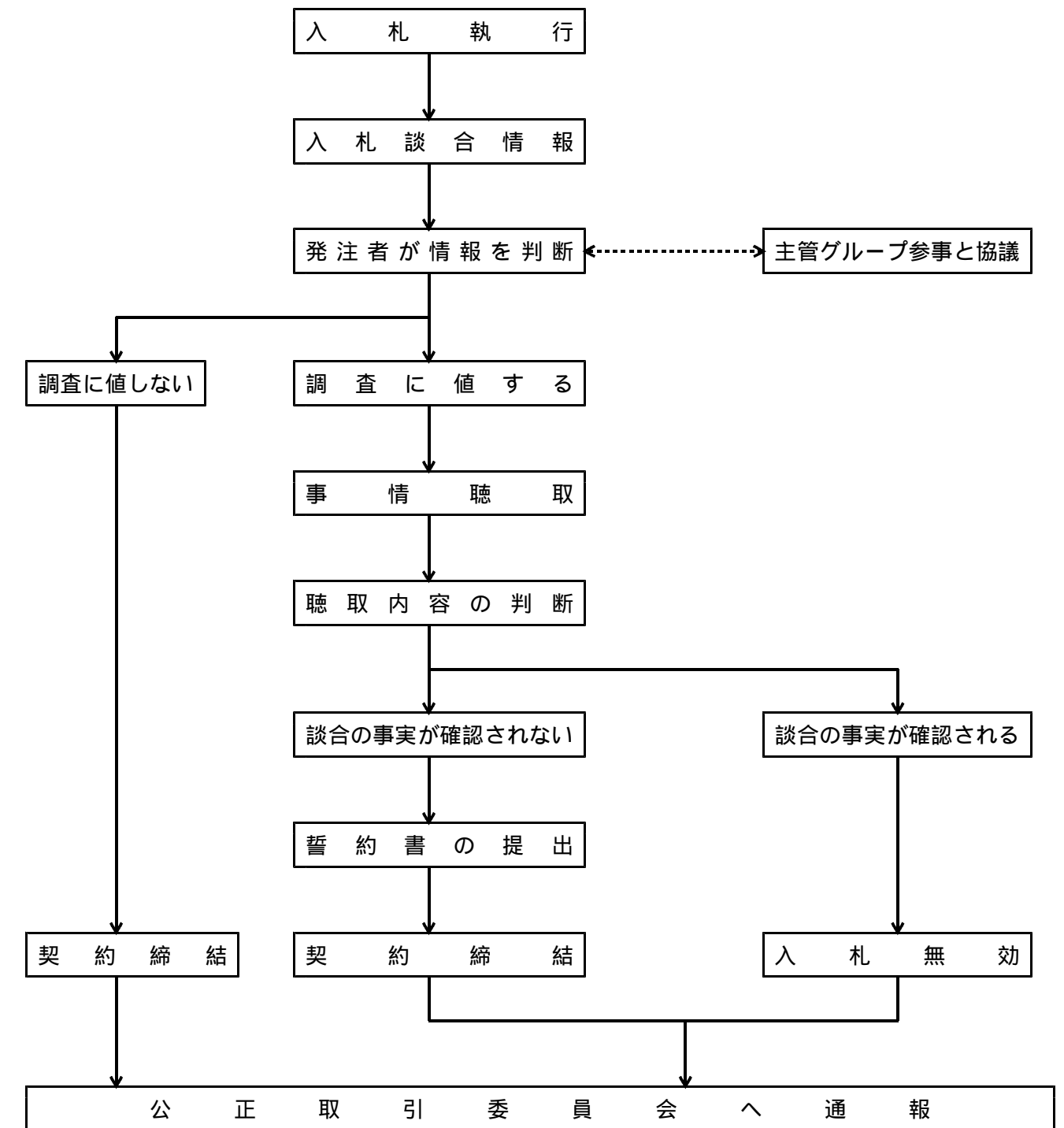
- (1) 発注者は、判断が困難な場合に限り予算主管グループ参事と協議しているが、それ以外の場合は事情聴取等の具体的な対応を取っている。審議を行う場合に合議制の委員会とすべきか。また、その構成員には第三者を含めるべきか。
- (2) 入札の中止・無効は、明らかに談合の事実があったと認める場合に限っている。しかし、事情聴取と見積内訳書の確認による談合認定は困難である。疑いが否定できない場合でも入札の中止・無効とすべきではないか。
- (3) 入札中止や入札を延期した場合には、談合情報の概要とその顛末を記者発表するとともにホームページで公表すべきではないか。また、必要に応じて、県警に通報すべきではないか。

談合情報対応フロー図

1 入札執行前



2 入札執行後



福島県談合情報処理要領

第1 目的

この要領は、県が発注する工事又は製造の請負契約（工事又は製造に付帯して行われる調査、測量及び設計業務委託契約並びに工事用材料の購入契約を含む。以下「工事等」という。）の競争入札について、入札談合に関する情報があつた場合の対応について定める。

第2 対応方法

1 情報の確認、調書の作成

(1) 発注者が情報を受けた場合

当該工事等を所管する発注者（当該工事等が本庁契約の場合は本庁のグループ参事、当該工事が公所契約の場合は公所長をいう。以下「発注者」という。）は、当該情報の提供者の身元、氏名等を確認のうえ、直ちに当該工事等を所管する予算主管グループ参事（土木部にあつては建設行政グループ参事。以下「主管グループ参事」という。）及び当該工事等を所管する事業主務グループ参事（以下「主務グループ参事」という。）へ電話等により通報するとともに、速やかに談合情報報告書（様式第1号）を作成し主務グループ参事を經由して主管グループ参事へ送付するものとする。

情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

(2) 主務グループ参事が情報を受けた場合

主務グループ参事は、当該情報の提供者の身元、氏名等を確認のうえ、直ちに当該工事等を所管する発注者及び主管グループ参事へ電話等により通報するとともに、速やかに談合情報報告書を作成し発注者及び主管グループ参事へ送付するものとする。

情報提供者が報道機関である場合については、(1)と同様とする。

(3) 主管グループ参事が情報を受けた場合

主管グループ参事は、当該情報の提供者の身元、氏名等を確認のうえ、直ちに当該工事等を所管する発注者及び主務グループ参事へ電話等により通報するとともに、速やかに談合情報報告書を作成し発注者及び主務グループ参事へ送付するものとする。

情報提供者が報道機関である場合については、(1)と同様とする。

2 通報

主管グループ参事は、第2の1により得た情報を談合情報報告書により建設行政グループ参事へ通報するものとする。

3 対応の判断基準

発注者は、情報提供者の氏名等が明らかであるか否かにかかわらず、具体的な工事等名及び落札予定業者名を含む情報で、かつ、次のいずれかの事項を含む場合には、第3の具体的な対応をするものとする。

(1) 設計金額に極めて近い落札予定金額

(2) 談合に関与した業者名

- (3) 談合が行われた日及び場所並びに談合の方法
- (4) その他談合に参加した当事者以外に知り得ない事項

4 主管グループ参事への協議

発注者は、第2の3により具体的な対応をすることがどうか判断するが、判断が困難な場合に限り主管グループ参事と協議するものとする。

5 公正取引委員会への通報

- (1) 第2の3の規準に基づき第3の具体的な対応をすることとした情報（以下「談合情報」という。）については、第3の手続終了後、公正取引委員会へ通知するものとする。
- (2) 具体的な対応をしない情報についても、公正取引委員会に情報提供するものとする。この場合、提供の方法は第3の1の(4)に準じるものとする。

6 報道機関に対する対応

工事等の競争入札の談合に関する情報について、報道機関から入札執行に対する県の対応及び入札結果等について説明を求められたときは、原則として発注者又は主管グループ参事（不在の場合は、主幹・次長等の上席者）がこれに対応するものとする。

第3 具体的な対応

談合情報については、次のとおり対応するものとする。

1 競争入札執行前に談合情報を入手した場合

(1) 事情聴取

ア 発注者は、談合情報を入手した工事等の競争入札に参加しようとする者全員に対し事情聴取を行うものとする。

ただし、当該競争入札が一般競争入札である場合にあっては、当該入札に参加するため入札日に入札会場に参集した者全員を対象とするものとする。

イ 事情聴取は、入札執行前に行うものとする。入札執行前に行うことが困難と認められるときは、当該入札の開始時刻又は入札日を繰り下げるものとする。

ウ 発注者は、事情聴取を行ったときは、事情聴取書（様式第2号）を作成するものとする。

(2) 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる場合の対応

発注者は、事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合は、入札心得等の規定により、当該入札の執行を中止する。

(3) 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合の対応

ア 発注者は、事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合は、当該入札に参加しようとする者から誓約書（様式第3号）を提出させるとともに、第1回目の入札に際し、見積内訳書を提示するよう要請（見積内訳書の提示を求めるとしていない入札についても提示を要請するものとする。）し、入札執行後に明らかに談合の事実があったと認められる時は、入札を無効とする旨の注意を促した後、当該入札を執行するものとする。

イ 見積内訳書の提示を求めるとしていない入札（指名競争入札及び希望工種反映型指名競争入札で執行するもの）について見積内訳書の提示を要請する場合で、当該入札日に提示が困難と認められるときは、当該入札の開始時刻又は入札日を繰り下げるにより対応するものとする。

ウ 当該入札の執行に際して、開札後、落札者決定前に積算担当者（当該工事等の積算内容を把握している職員をいう。以下同じ。）が、提出された見積内訳書に談合の形跡がないかを入念に審査し、不明な点がある時は、積算担当者を含む複数の職員が事情聴取をするものとする。

エ 発注者は、見積内訳書を審査した結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合には、入札心得等の規定により、当該入札を無効とするものとする。

(4) 公正取引委員会への対応状況の通報

ア 発注者は、談合情報についての対応が終了したときは、速やかに次に掲げる書類を添えて主管グループ参事に公正取引委員会への通知を依頼するものとする。

(ア) 談合情報報告書の写し

(イ) 事情聴取書の写し

(ウ) 誓約書又は誓約書を提出できない理由書の写し

(エ) 入札執行調書の写し

イ 主管グループ参事は、アにより依頼があったときは、談合情報通知書（様式第4号）にア(ア)から(エ)の書類を添えて公正取引委員会へ通知をするものとする。

なお、公正取引委員会へ通知後速やかに写しを建設行政グループ参事へ送付するものとする。

2 競争入札執行後に談合情報を入手した場合

(1) 契約締結以前の場合

ア 事情聴取

発注者は、談合情報を入手した工事等の競争入札に参加した者全員に対し、速やかに事情聴取を行い、事情聴取書を作成するものとする。

イ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる場合の対応

発注者は、事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合は、入札心得等の規定により、当該入札を無効とするものとする。

ウ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合の対応

発注者は、事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、当該入札に参加した者から誓約書を提出させたうえ、落札者と契約締結するものとする。

エ 公正取引委員会への対応状況の通報

第3の1の(4)と同様とする。

(2) 契約締結後の場合

契約締結後においては、入札結果や契約内容を公表しているため、情報提供者が当該情報をどの時点で取得したものが判断できないので対応はしないものとする。

第4 個別手続の手順等

1 事情聴取の方法

(1) 事情聴取は、発注者及び発注者が指名した職員（本庁にあっては担当主幹・主任主査等、公所にあっては担当部長・グループ課長等）により行うものとする。

(2) 事情聴取は、代表者又は権限のある役員（以下「代表者等」という。）に対し行うものとする。

(3) 事情聴取は、事情聴取の対象者を全員集合させ、あらかじめ事情聴取項目を示した上、別室で1社ずつ個別に行うものとする。

事情聴取項目は、概ね次のとおりとする。

- ア 工事の入札に先立ち、落札業者が決定している事実があるか否か。
- イ 本件工事について、他の業者のものと何らかの打合せ又は話合いをした事実があるか否か。
- ウ 他の業者のものと何らかの打合せ又は話合いをした事実がある場合、その内容。

2 誓約書の提出

- (1) 第3の1の(3)アによる誓約書の取り扱いについて、事情聴取時に別記1の注意事項を読み上げ、入札予定者に対し説明するものとする。
- (2) 誓約書は、当該対象者から自主的に提出させるものとし、誓約書を提出しない場合は、誓約書に代えて誓約書を提出できない理由書(様式任意)を提出させるものとする。

3 注意喚起

第3の1の(3)アにより入札を無効とする旨の注意を促す場合は、別記2の注意事項を読み上げるものとする。

4 見積内訳書の審査等

- (1) 見積内訳書は、第1回目の入札書の提出と同時に提示させるものとする。
- (2) 見積内訳書は、開札後、落札者決定前に確認するものとする。
- (3) 再度入札を行う場合は、見積内訳書確認後、談合の事実があったと認められないことを確認した後に行うものとする。
- (4) 見積内訳書の確認は、談合の事実の有無を確認するためのものであり、見積内容を確認することに主目的があるわけではないため、同一筆跡、同一内容の見積内訳書、細目の工事種別が同一等の確認することで足りるものとする。

5 談合情報が入札日当日に寄せられた場合の対応

談合情報が入札日当日に寄せられた場合の対応は、第3の1を基本とするが、入札日当日に事情聴取を行い入札を執行する場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 事情聴取の対象者は第4の1の(2)のとおりであるが、入札日当日代表者でなく委任状を持参した代理人が参加している場合は、代表者等を来所させ、事情聴取を行うものとする。
- (2) 代表者等を来所させる時間的余裕がない場合、あるいは不在等により来所できない場合は、代理人に対し事情聴取を行うことができる。この場合、代理人に対して質問項目を伝え、代表者等に電話で確認させた上、事情聴取書の聴取内容欄に聴取結果を記載するとともに、代理人が確認した相手方の役職及び氏名を付記しておくものとする。
- (3) 事情聴取後、談合の事実が認められなかった場合、誓約書を提出させた後、入札を執行することとなるが、代理人から事情聴取をした場合は、その場で誓約書を提出させることを説明し、代表者印を押した誓約書をファックスで送付させるか、それができない場合は、代表者等に承諾の上、代理人の記名、押印した誓約書(確認した相手方を付記)を提出させて入札を執行するものとする。この場合、誓約書の原本を後日提出させるものとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、談合情報の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

別記1（第3の1の(3)、第4の2の(1)関係）

注意事項

事情聴取終了後、談合の事実があったと認められない場合は入札を執行しますが、入札執行前に誓約書を提出していただくことになります。

提出された誓約書等の写しは、公正取引委員会に送付することとなります。

なお、誓約書の提出は任意でありますので、提出しない場合は、誓約書に代えて「誓約書を提出できない理由書」（様式任意）を提出してください。

別記2（第3の1の(3)、第4の3関係）

注意事項

本件入札について談合があったとの通報があり、事情聴取を実施した結果、談合の事実があったと認められなかったため、これから入札を執行します。

入札にあたっては、福島県 入札心得を遵守し、厳正に入札してください。

入札書の提出と併せて見積内訳書を提示してください。

開札後、見積内訳書を確認した結果、明らかに談合の事実があったと認められた場合は、同心得の規定により本件入札は、無効とします。

職員の法令遵守及び職業倫理等について

1 職員に求められる倫理原則等

(1) 地方公務員法

第30条(サービスの根本基準)

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

憲法第15条に基づく公務員の基本的性格である「全体の奉仕者であること」及び職務専念義務について規定したもの。

第32条(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

第33条(信用失墜行為の禁止)

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

職員には一般の住民以上に厳しい、かつ、高度の行為規範に従うことが求められることを、法律上の規範として規定したもの。

第34条(秘密を守る義務)

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。(以下略)

(2) 福島県職員倫理条例

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第3条 職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部のみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た秘密について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対して不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

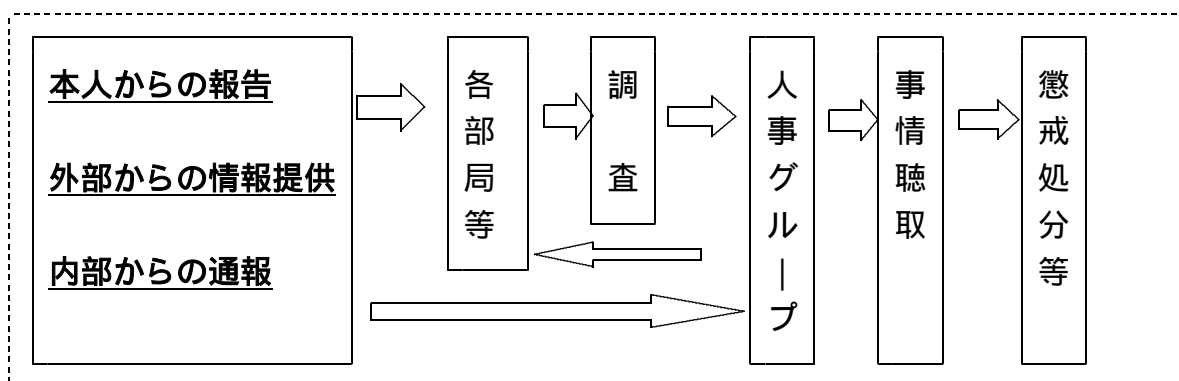
2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、法令又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

2 職員による違法行為等への対応について

(1) 職員に対する処分等

職員による違法行為や信用失墜行為等があった場合については、所管部局による状況把握に努めるとともに、必要に応じて人事グループにおいて事情聴取等を行い、その責任の程度等に応じて懲戒処分等を行っている。



(2) 内部通報制度について

公益通報をしたことを理由とする解雇の無効やその他不利益な取扱いの禁止、公益通報を受けた事業者や行政機関の取るべき措置を定めることにより、公益通報者等の保護等を図るため、公益通報者保護法が平成18年4月1日から施行されている。(別紙1参照)

同法の趣旨を踏まえ、県は事業者として、職員からの内部通報について適切に対処する必要があることから、内部通報制度として要綱等により規定を整備する必要がある。

(3) 入札談合等行為への関与について

入札談合等関与の排除及び防止に関する法律第5条において、公正取引委員会から求めがあった場合には、入札等談合行為を行った職員に対する損害賠償請求・懲戒事由の調査を行わなければならない旨が規定されている。その調査結果に基づき、県職員にあっては、地方公務員法に基づき処分されることとなる。(別紙2参照)

3 職員への働きかけ等への対応について

職員への働きかけ(口利き)等に対しては、事案ごとに各部各所属において対処している。

なお、県に対する、暴力又は脅迫その他不当な手段による、違法な又は不当な要求については、「福島県不当要求行為等対策要綱(平成17年4月)」を定め、組織的取組み

を行っている。

4 他県の状況について

(1) 内部通報制度（公益通報制度）について

ア 長野県

「長野県職員等公益通報制度(グリーンホイッスル)実施要綱(平成16年4月～)」
職員等の法令違反や生命に対する重大な危険を及ぼすおそれのある行為等について公益通報することにより、不祥事の発生を未然に又は増大することを防止し、県民益を保護するもの。

イ 静岡県

「静岡県倫理ヘルプライン設置要綱(平成15年9月～)」
職員による不正行為等の早期発見及び不祥事件の未然防止を図るため、法令に違反すると考えられる行為や職務上の義務に違反する行為等について、職員からの通報を受け付ける静岡県倫理ヘルプラインを設置している。
なお、平成17年5月より県民から職員の不正行為等についての通報窓口「静岡県職員不正行為110番」を設置している。

(2) 「働きかけ」への対応について

ア 宮城県

「契約業務等に対する働きかけへの対応要領(平成15年7月～)」
契約業務等に当たり、働きかけを受けた場合の対応について、考え方を定め、契約業務等の透明性の一層の向上と県民の信頼の確保に資することを目的に制定。導入に際して、事務局からは、「組織として対応することとし、文書は情報公開の対象にもなり得る。この要領を公開し、周知することで抑止効果はある。」との説明がなされている。

イ 長野県

「公職にある者等からの働きかけに関する事務取扱要領(平成15年10月～)」
職員がその職務に関し、外部から働きかけを受けた場合、その働きかけを記録し、情報を共有するもので、ホームページ上で件数と概要を公表している。

ウ 神戸市

「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例(平成18年9月制定)」
公職者からの働きかけについて、原則としてすべて記録し、公開することとする条例を制定

5 課題の整理

今後、職員の法令遵守を推進するためには、どのような体制の整備が必要なのか。

福島県の公益通報者保護法に関する処理について

1 公益通報者保護法制定の背景

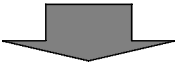
近年、事業者の不祥事が事業者内部からの通報により相次いで明らかに
自動車のリコール隠し 食品の偽装表示 原子力発電所不正問題 など

そもそも犯罪行為や法令違反行為は許されるものではなく、事業者による法令遵守を確保し、国民の生命、身体、財産などへの被害を防止していく観点から、公益のために通報する行為は、正当な行為として評価されるべき。

また、通報を理由とした解雇を無効とした判例も徐々に増えてきている。

しかし、民間の通報者支援団体には事業者内部や外部へ誠実に通報したにもかかわらず、**職場で不利益な取扱いを受けている**との相談が多く寄せられている。

公益のために通報を行った場合に、どのような内容の通報をどこへ行えば、解雇等の不利益な取扱いから保護されるのかは必ずしも明確ではない。



公益通報者保護制度の整備の必要性

2 公益通報者保護法の概要

労働者が、事業者内部の法令違反行為について、
事業者内部 行政機関 事業者外部に対し、
それぞれ所定の要件を満たして公益通報を行った場合



以下を規定

公益通報者に対する { 解雇の無効
その他の不利益な取扱いの禁止
公益通報を受けた事業者や行政機関の取るべき措置

3 地方公共団体の位置づけ = 二面的性格

(1)事業者としての地方公共団体 → 内部通報の受付
(知事部局、議会事務局、行政委員会、地方公営企業、公立病院など)

(2)権限ある行政機関としての地方公共団体 → 所管事業者に関する外部通報の受付

4 福島県の対応

- (1)事業者としての内部通報の受付・調査等 → 人事グループ
- (2)権限ある行政機関としての外部通報の受付・調査等 → { 各担当グループ
各担当出先機関
- (3)権限ある行政機関としての外部通報の相談 → 県政広聴グループ

入札談合等関与の排除及び防止に関する法律について

1 趣旨及び制定経緯

国・地方公共団体等の職員が入札談合等に関与する、いわゆる「官製談合」を防止し、官公需分野の競争促進と予算執行の適正化を図るため、議員立法により提出され、平成14年7月24日に第154回通常国会で成立、同年7月31日に交付され、平成15年1月6日から施行されている。

2 法律の概要

(1) 入札等談合関与行為を排除するための行政上の措置

入札談合等行為があった場合の公正取引委員会から各省各庁の長等に対する必要な措置の要求、当該要求を受けた各省各庁の長等による調査の実施・必要な措置の検討、調査結果等の公表等についての規定。

(2) 当該行為を行った職員に対する損害賠償請求・懲戒事由の調査

各省各庁の長等による当該行為を行った職員に対する損害賠償請求・懲戒事由の調査について規定。

(3) その他

入札談合など関与行為の防止に向けた関係行政機関相互の連携・協力、本法運用上の地方公共団体等の自主的な努力への配慮等について規定。

入札談合等関与の排除及び防止に関する法律（抜粋）

第2条（略）

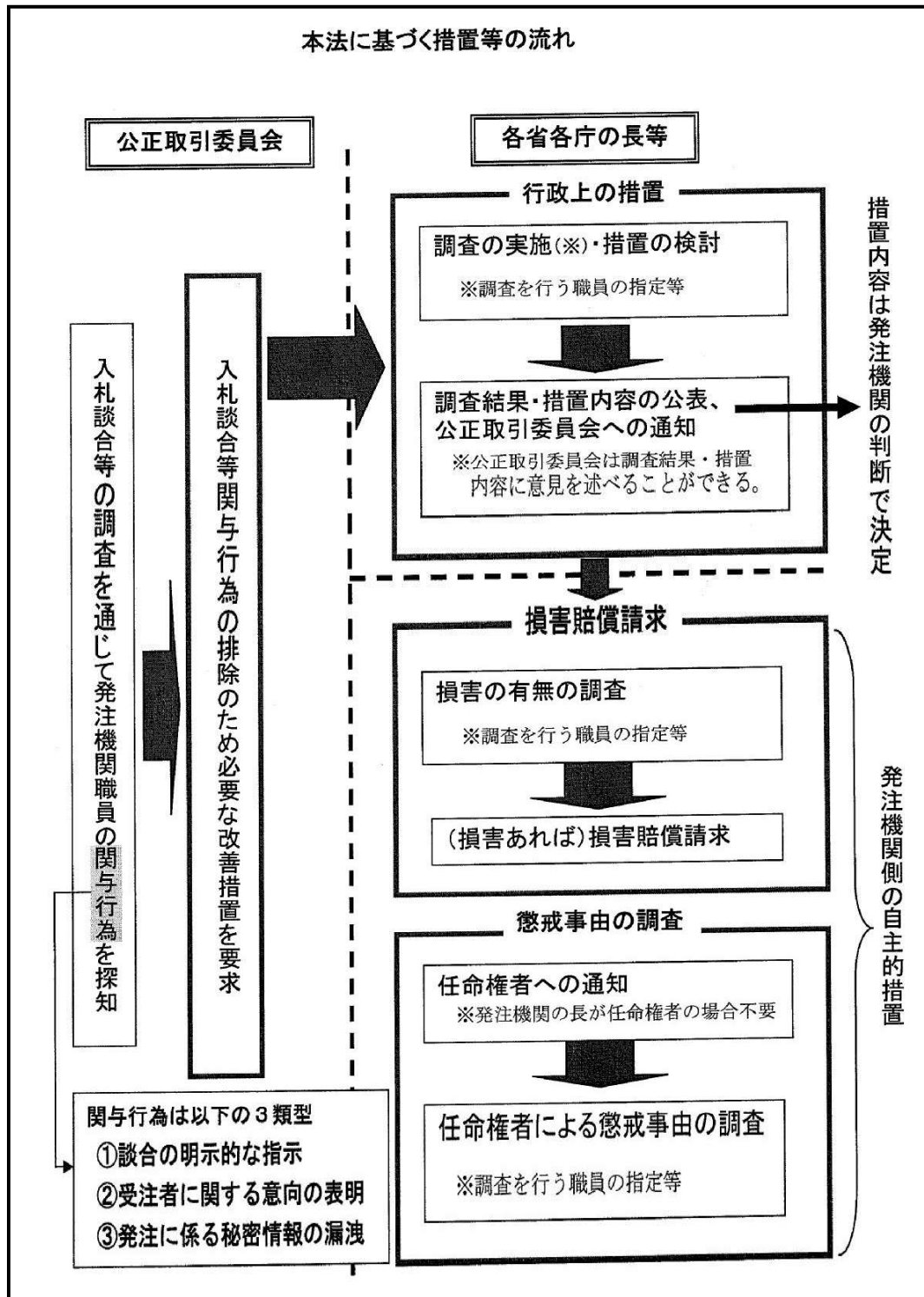
5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。
- 二 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。
- 三 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であつて秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

3 対象機関

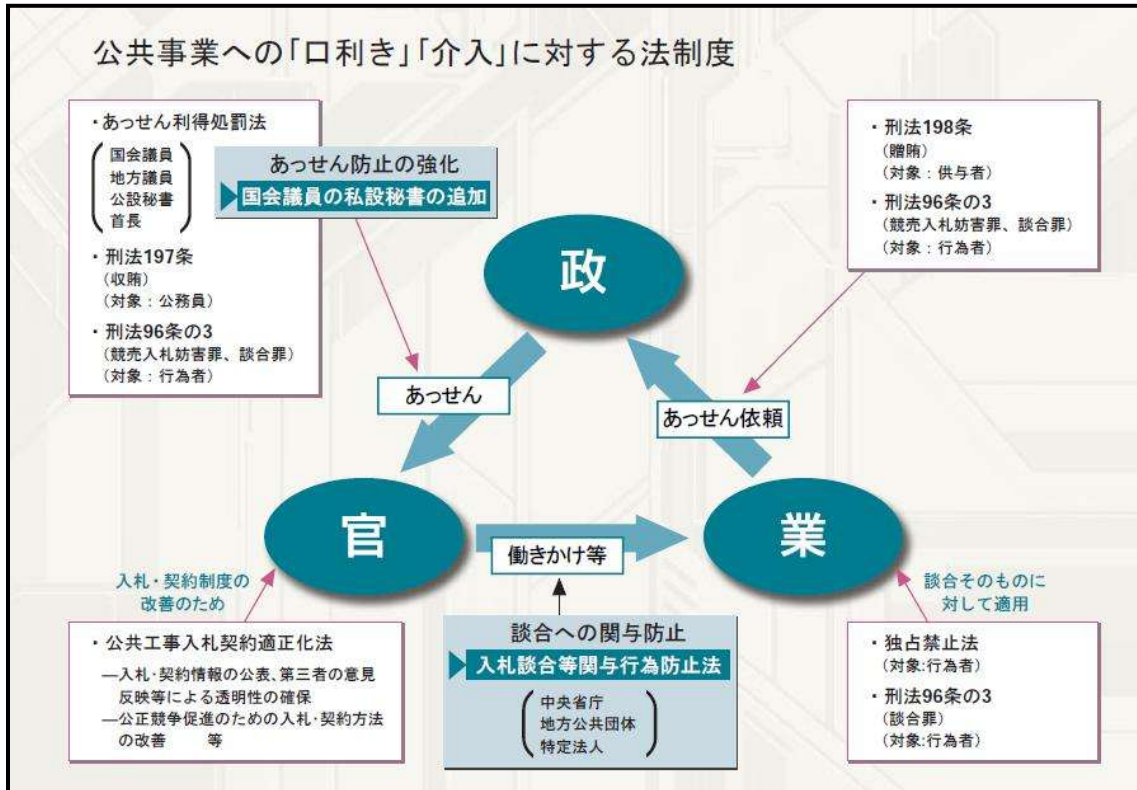
国，地方公共団体又は特定法人（国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上を出資している法人をいう。）

4 措置等の流れ



【出典：公正取引委員会ホームページより】

5 法制度の概要



【出典：公正取引委員会ホームページより】

職員の意識改革に関する研修について

1 職員研修の現状

県職員としての必要な知識、技能及び心構えを習得させ資質の向上を図るとともに、勤務能率の増進に資するため研修を実施している。

地方分権の進展に伴い、自己決定・自己責任の原則の下、より主体的な自治体経営を行っていく必要があることから、「自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成」を目標としている。

(1) 研修方針

- ア 全体の奉仕者である公務員としての自覚の徹底を図るとともに、やる気、前向きな積極的な姿勢と前例にとらわれない創意工夫、改革意識を持って、県民の立場に立った業務遂行のできる職員の養成を図る。
- イ 政策課題を的確に抽出、分析し、適切な施策を立案することができる人材を育成するため、政策形成能力を開発する研修の一層の充実強化を図る。
- ウ 職場研修の重要性を広く認識させ、その充実を図るとともに、自己啓発活動の活性化を図る。

(2) 研修体系

- ア 職員育成事業（意識改革事業）の実施
 - ・知事特別講話
 - ・管理者特別研修
 - ・出先機関管理者研修
 - ・新採用職員研修
 - ・部長と語る“創造の場”
- イ 指名研修及び個別選択研修の実施（（財）ふくしま自治研修センターで実施）
- ウ 派遣研修の実施
 - ・大学院派遣研修、自治大学校派遣研修、東北自治研修所派遣研修
 - ・中央省庁派遣研修、他の都道府県への派遣研修
 - ・民間企業派遣研修
 - ・地方自治体女性管理監督者研修
- エ OJT（職場研修）の充実
- オ 職員の自己啓発活動の支援

(3) 現在の状況

現在、職員研修は、住民全体の奉仕者として高い倫理観と使命感を持ちながら、県民の立場に立った業務遂行のできる職員の養成等を図ることを研修方針として実施している。（別紙参照）

2 課題の整理

- ・ 職員の「法令遵守」に関する研修の実施

今回の談合問題を受け、「法令遵守」に対する職員の意識改革について、改めて徹底する必要があることから、ふくしま自治研修センターが行う研修や県が行う意識改革事業及び職場研修等の機会を捉え、更なる徹底を図る。

特に、職場での意識改革が重要であることから、管理者を講師とした職場研修を行うなど、日常的に実効性のある研修を実施する。

研修体系と職員の「法令遵守」に関する研修の実施

別紙

